

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画変更年度	
計画主体	久留米市、うきは市、朝倉市、 筑前町、東峰村

朝倉広域鳥獣被害防止計画

市町名	久留米市	うきは市	朝倉市
担当部署	農村森林整備課	農林振興課	農業振興課
所在地	久留米市城南町15番地3	うきは市吉井町新治316	朝倉市宮野2046番地1
電話番号	0942-30-9166	0943-75-4975	0946-52-1427
FAX番号	0942-30-9717	0943-75-3114	0946-52-1510
メールアドレス	seibi@city.kurume.fukuoka.l g.jp	nourin@city.ukiha.lg.jp	nousin- einou@city.asakura.lg.jp

市町名	筑前町	東峰村(代表)
担当部署	農林商工課	農林観光課
所在地	筑前町篠隈373番地	東峰村大字宝珠山6425
電話番号	0946-42-6614	0946-72-2313
FAX番号	0946-42-2011	0946-72-2370
メールアドレス	nourin@town.chikuzen.fukuok a.jp	norin@vill.toho.fukuoka.jp

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類(6)イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アライグマ、アナグマ、イタチ 鳥類(8)カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、ドバト、カモ、カワウ、サギ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額(千円)	被害面積(ha)
イノシシ	水 稻	10,821	9.63
	麦 類	235	0.62
	豆 類	0	0.00
	果 樹	37,953	9.81
	飼料作物	0	0.00
	野 菜	6,421	1.22
	いも類	58	0.04
	タケノコ	0	0.00
	ク リ	0	0.00
	その他	0	0.00
	小 計	55,488	21.32
ニホンジカ	水 稻	1,139	1.02
	麦 類	874	2.68
	豆 類	2,338	6.20
	果 樹	25,790	6.15
	野 菜	568	0.18
	苗木類	955	1.64
	幼齡林	3,181	3.13
	小 計	34,845	21.00
タヌキ	麦 類	0	0.00
	果 樹	354	0.12
	野 菜	4,087	0.72
	いも類	0	0.00
	小 計	4,441	0.84
アライグマ	水稲	447	1.11
	果 樹	4,890	0.20
	野 菜	488	0.20
	小 計	5,825	1.51
アナグマ	果 樹	3,553	0.68
	野 菜	200	0.40
	いも類	0	0.00
	小 計	3,753	1.08

イタチ	果樹	0	0.00
カラス	水稲	0	0.00
	麦類	1,641	6.92
	豆類	0	0.00
	果樹	22,668	5.69
	野菜	4,356	0.86
	その他	0	0.00
	小計	28,665	13.47
	ヒヨドリ	果樹	1,257
ヒヨドリ	野菜	4,496	1.00
	小計	5,753	1.33
ムクドリ	果樹	1,282	0.30
	野菜	0	0.00
	小計	1,282	0.30
スズメ	水稲	512	0.42
	麦類	246	1.15
	豆類	0	0.00
	果樹	0	0.00
	小計	758	1.57
ドバト	麦類	0	0.00
	豆類	0	0.00
	飼料作物	0	0.00
	小計	0	0.00
カモ	麦類	992	3.11
	野菜	0	0.00
	小計	992	3.11
カワウ	水産物	1,650	-
サギ	水産物	850	-
合計		144,302	65.53

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

(イノシシ)

中山間地域等で、タケノコ、果樹等への被害がある。近年では平野部でも目撃されるようになった。水稲の被害も多く、倒伏や食害など作付けから収穫まで被害が発生している。

(ニホンジカ)

中山間地域等で被害が発生しており、特にスギやヒノキ等の剥皮や幼齢木の食害が多発している。また、果樹や普通作にも大きな被害を受けている。

(タヌキ)

野菜・果樹の被害が多く、被害面積が増加している。

(アライグマ)

野菜・果樹の被害が生じており、被害面積が増加している。

(アナグマ)

果樹・いも類の被害が生じており、被害面積が増加してきている。

(イタチ)

平野部や低山地周辺での農作物被害が増加傾向にあり、今後被害拡大が予想される。

(カラス)

果樹の食害が多く見られ、特に収穫期である7月～9月にかけての被害が目立つ。平野部の田畑、樹園地などに出没しており、他にも麦類、豆類、野菜等の被害が広範囲で発生している。

(ムクドリ・ヒヨドリ)

果樹・野菜の被害が主。

(スズメ)

管内全域に生息しており、水稲の被害が多い。

(ドバト)

管内全域に生息しており、豆類の被害が多い。

(カワウ・サギ)

筑後川に生息するアユ・オイカワ等の食害が生じており、近年、羽数の増加が確認される。

(カモ)

管内全域に生息しており、特に河川周辺の麦類、野菜等の被害が生じている。今後も被害の拡大が予想される。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

鳥獣名	指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
イノシシ	被害金額(千円)	55,488	38,841
	被害面積(ha)	21.32	14.92
ニホンジカ	被害金額(千円)	34,845	31,360
	被害面積(ha)	21.00	18.90
タヌキ	被害金額(千円)	4,441	3,996
	被害面積(ha)	0.84	0.75
アライグマ	被害金額(千円)	5,825	5,242
	被害面積(ha)	1.31	1.17
アナグマ	被害金額(千円)	3,753	3,377
	被害面積(ha)	1.08	0.97
イタチ	被害金額(千円)	0	0
	被害面積(ha)	0.00	0.00
カラス	被害金額(千円)	28,665	25,798
	被害面積(ha)	13.47	12.12
ヒヨドリ	被害金額(千円)	5,753	5,177
	被害面積(ha)	1.33	1.19
ムクドリ	被害金額(千円)	1,282	1,153
	被害面積(ha)	0.30	0.27
スズメ	被害金額(千円)	758	682
	被害面積(ha)	1.62	1.45
ドバト	被害金額(千円)	0	0
	被害面積(ha)	0.00	0.00
カモ	被害金額(千円)	992	892
	被害面積(ha)	3.11	2.79
カワウ	被害金額(千円)	1,250	1,125
	被害面積(ha)	-	-
サギ	被害金額(千円)	650	585
	被害面積(ha)	-	-

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

久留米市	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会の有害鳥獣駆除班と久留米市鳥獣被害対策実施隊により、銃器、箱わな、くくり罠による有害鳥獣の捕獲を実施している。	捕獲員数は一定確保できているものの、今後高齢化が進み、捕獲員の数や技術面での確保が課題となってくる。
防護柵の設置等に関する取組	国及び市事業を活用し、侵入防止柵と防鳥ネットの整備を実施している。	国の事業等を活用し、侵入防止柵の設置など積極的に取り組んできたため、農作物被害は減少が続いていたが、近年は減少幅が小さくなってきている。
うきは市	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣駆除班を設置して、銃器や箱わな、くくりわなを用いた捕獲を行ってきた。また、令和2年度より地域活動隊を設置して、地域ぐるみで有害鳥獣の被害に対応できる体制を整えた。	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除者の高齢化 ・後継者不足 ・有害鳥獣の駆除者へのサポート体制の構築
防護柵の設置等に関する取組	有害鳥獣(イノシシ、カラス)の住処になりやすい耕作放棄地に対する緩衝帯の設置を行なっている。 また、市内居住の営農集団又は生産者個人が行うイノシシ等被害防止対策に対して、電気柵と防鳥防風等施設等の設置に関する助成をしている他、国庫事業も活用し、ワイヤーメッシュ柵の整備も行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵設置等の作業の簡素化 ・緩衝帯設置後の適切な維持管理 ・市及び国庫事業の市民への周知及び事業後の適切な維持管理 ・耕作放棄地の増加
朝倉市	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	旧市町単位で整備されていた捕獲班に準じて、朝倉市有害鳥獣駆除部会を設置し、連携しながら捕獲体制を構築してきた。 また、平成21年度に朝倉市鳥獣被害対策実施隊を設置し、農作物の鳥獣被害軽減を図ってきた。	<p>高齢化による狩猟者の減少に伴って、捕獲の担い手の育成が急務である。</p> <p>また、捕獲後の残渣処理体制整備の構築が課題となっている。</p> <p>更に、鳥獣は市町村境を越えて被害を及ぼすため、近隣市町村による統一した一斉捕獲実施体制の構築も課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	国庫事業を活用し、有害鳥獣侵入防止柵(電気柵)の整備を行っている。 また、獣の温床となる放任果樹園の伐採に取り組んでいる。	<p>獣の温床となっている耕作放棄地の管理及び住民に対する啓発活動が課題である。</p> <p>災害により被災した園地の営農再開にあたり、侵入防止柵の設置等の対策を推進していく必要がある。</p>

筑前町	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>筑前町有害鳥獣駆除班(三輪班・夜須班)では、銃器と箱わな・くくりわなを使った捕獲を実施している。</p> <p>また、鳥、獣班に分かれ、森林、果樹、野菜生産地域などの有害鳥獣捕獲に対応している。</p> <p>箱わな・くくりわなは、筑前町有害鳥獣駆除対策協議会管理のもと、駆除班に貸し出している。</p> <p>運営については、筑前町有害鳥獣駆除対策協議会より三輪班、夜須班へ活動資金を分配している。</p>	<p>筑前町猟友会駆除班の高齢化により会員が減少傾向にあり、今後の後継者の育成等が課題である。また、野生鳥獣の生息数の増加により、被害の抑制が難しくなっている。</p> <p>カラス等による鳥被害について人家に近い場合は、銃による捕獲が困難なため他の方法による被害防止策を検討する必要がある。</p> <p>また、捕獲鳥獣の処分方法を検討する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>防護施設を整備する事業により電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置を行っている。</p> <p>被害を受ける土地所有者による紐(釣り糸、リボン等)で被害防止対策がなされている。</p> <p>果樹等では、鳥対策として防鳥ネットが張られている。</p>	<p>侵入防止柵の設置で一定の効果があるが、農家数の減少により適切な維持管理が難しくなっており、電気柵の保管や盗難防止等管理の問題もあるため、この対策の検討が必要である。</p> <p>カラス等鳥被害について、上空からの侵入対策を行っているが、地上からの侵入対策も考慮する必要がある。</p>
東峰村	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会へ有害鳥獣捕獲を依頼し捕獲報奨金の助成 ・ 有害鳥獣駆除班への狩猟免許取得・更新に係る費用を全額補助 	<p>有害鳥獣駆除班の高齢化に伴う班員の減少により、十分な捕獲成果が上がっていない。</p> <p>また、捕獲鳥獣の屠体の処分の方法や地域資源としての活用等について、検討する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵の設置の一部を助成 ・ 有害鳥獣駆除対策協議会より、のり網を500枚程度配布している。 ・ 国庫補助事業で防護柵(金網フェンス)の整備を平成21年度より実施している。 	<p>可能な限り、侵入経路を防ぐようにフェンスを設置しているが、維持管理が行き届かず一部の鳥獣の侵入を防げていない。</p> <p>災害で倒壊した金網フェンスの復旧が必要。</p>

- (注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

(広域連携)

被害防止支援事業や緊急捕獲等事業等の実施により被害防止を講じてきた。
今後も各市町村が被害状況等の情報を共有し、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組むことで、より一層被害を受けにくい環境作りの推進を行い、農作物の被害防止に取り組む。
なお、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性を図り、農作物の被害軽減に総合的に取り組む。

(久留米市)□

久留米市鳥獣被害対策実施隊員による被害及び生息調査結果に基づき、久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会有害鳥獣捕獲員と実施隊員による捕獲活動や侵入防止柵の設置、適切な維持管理の農家等への指導に引き続き取り組む。
また、これまでの調査結果を基に、ICT等を活用した捕獲器具の導入やセンサーカメラ等を活用した駆除方法の実証により、効率的な捕獲活動を実施する。

(うきは市)□

うきは市では、イノシシによる果樹、水稲、タケノコの被害や、カラス、ヒヨドリ、ムクドリによる果樹の被害が多く、シカによる果樹の被害も発生してきている。また、近年タヌキやアナグマによる果樹被害や捕獲頭数が増加しているため、早急に対策を講じる必要がある。これらの鳥獣被害対策として、市及び国庫事業を活用した電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥ネット等の整備を計画的に行い、自衛による鳥獣対策を進めていく。また、令和2年度から設置された、地域活動隊と従来から活躍している有害鳥獣駆除班の有害駆除による鳥獣対策も進めていく。
アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画の確認を受けることにより捕獲対策を推進していく。
また、狩猟免許(箱わな)取得補助及び狩猟免許の試験案内等を周知する事により後継者育成に努めたい。

(朝倉市)□

主な被害としては、ニホンジカ・イノシシ・カラス等による果樹被害(なし・ぶどう・かき等)が最も多く、次いで杉・檜等への森林被害があげられる。また、近年アライグマ・アナグマによる果樹被害や捕獲頭数が増加しているため、防護柵整備や捕獲の対策を講じる必要がある。
今後とも国庫事業等を活用して有害鳥獣侵入防止柵等を整備するとともに、近隣市町村との連携による捕獲・追払いや研修会等を開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを行う。
また、県内で被害が発生しているアライグマについて、外来生物法に基づく防除実施計画の確認を受けることにより今後とも被害の発生を防ぐ。

(筑前町)□

鳥類やイノシシ、シカによる果樹や水稲等の被害が発生しているため、箱わな・くくりわなによる鳥獣の捕獲及び銃器による駆除、並びに防護柵等による農作物の防護対策を推進する。
また、地域住民の協力により、雑草等の刈り払いや耕作放棄地の抑制、未収穫農作物の放置等の集落環境整備にも取り組む。
防護柵については、被害を効果的に減少できる設置及び管理方法を検討する。
住宅地等における鳥獣被害対策は、駆除対策が取れない場合に限り、忌避剤等による追い払いの検討も行う。

(東峰村)□

鳥獣被害対策実施隊(猟友会)と連携して効果的な有害鳥獣捕獲を行い、農作物の被害軽減を図るとともに、農家における捕獲の担い手育成を推進し、捕獲わな等による自衛体制づくりを行う。
ニホンジカ、イノシシ対策のため、侵入防止柵(金網フェンス等)の設置や鳥獣を寄せ付けない集落の環境づくりを推進する。カラス対策として、自衛による防止策のほか、猟友会による銃器での捕獲を行う。
アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画の確認を受けており、今後とも被害の発生を防ぐ。
なお、捕獲された獣類の屠体は山中等に埋設処分されており、捕獲者等の負担が大きいことから、獣肉加工施設を新設して食肉加工処理することにより、地域資源としての活用も含め環境衛生面での改善を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

(広域連携)

各市町村鳥獣被害防止対策協議会の捕獲計画数の達成のために、猟友会への委託など効果的な捕獲体制の整備を進める。特に捕獲技術の向上、効果的な捕獲・駆除方法の検討、捕獲担い手の確保・育成を行う。また、被害防止効果の検証を行い、長期的には野生鳥獣との共生共存のために、地域と鳥獣の棲み分けを図る。

なお、捕獲計画数は、鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性を図るものとする。

(久留米市)

久留米市内猟友会、JA、市等で構成している「久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会」の有害鳥獣捕獲員と「久留米市鳥獣被害対策実施隊」により、有害鳥獣の捕獲、追払い等の活動を行う。

また、市街地等に出没した野生鳥獣等についても、「久留米市鳥獣被害対策実施隊」を有効活用し、市関係部局及び警察機関等との積極的な連携を図り、対応する。

大型獣(イノシシ・シカ)の捕獲については、ライフル銃の使用も視野に入れるが、箱ワナ等で捕獲した個体の止め殺し時においては、捕獲個体の処理を勘案し、極力電殺器による止め殺しを推奨する。

(うきは市)□

うきは市有害鳥獣駆除班とうきは市有害鳥獣地域活動隊が、農林業者からの依頼を受けて、有害鳥獣の捕獲を行う。

アライグマは外来生物法に基づく防除実施計画の捕獲従事者台帳に記載された捕獲従事者を中心とし、捕獲体制を整備する。

(朝倉市)□

甘木地区・朝倉地区・杷木地区それぞれの地区の駆除部会が主体となり、銃器、箱ワナ、くくりわなによる捕獲を実施するほか、朝倉市鳥獣被害対策実施隊を活用し、広域的な捕獲体制を図る。

アライグマは外来生物法に基づく防除実施計画の捕獲従事者台帳に記載された捕獲従事者を中心とし、捕獲体制を整備する。

(筑前町)

現在の筑前町有害鳥獣駆除班による、捕獲を継続する。

駆除班は、シカ、イノシシの捕獲においては、三輪班、夜須班合同で実施し、鳥については三輪班、夜須班の体制で活動地域を分け、さらに班分けを行う。

許可条件を厳守のもと銃器、箱わな・くくりわなによる有害鳥獣捕獲を実施し、班長の指示に基づき班行動を行う。

施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査など班員や事務局等と事前に情報を収集、連絡を行い、捕獲を行う。

アライグマは外来生物法に基づく防除実施計画の捕獲従事者台帳に記載された捕獲従事者を中心とし、捕獲体制を整備する。

(東峰村)□

猟友会の会員を対象鳥獣捕獲員として任命し、「銃」「わな」による有害鳥獣捕獲を行う。

アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画の捕獲従事者台帳に記載された捕獲従事者を中心とし、捕獲体制を整備する。

(注)1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合は、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アライグマ アナグマ イタチ カラス ムクドリ ヒヨドリ スズメ ドバト カモ カワウ サギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、アナグマ用箱わな・くくりわなを導入し捕獲隊へ貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 ・ 狩猟免許取得試験の周知や免許取得の研修会等を行い、狩猟者の担い手育成を進める。 ・ カラス、タヌキ、イタチ、ドバト用箱わなを導入し、捕獲実績の向上を図る。 ・ イノシシ、ニホンジカ、カラス、ヒヨドリについては、銃器により被害防止に努める。 ・ 鳥類対策に関する情報収集を行い、有効な捕獲器の導入を検討する。
令和4年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アライグマ アナグマ イタチ カラス ムクドリ ヒヨドリ スズメ ドバト カモ カワウ サギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、アナグマ用箱わな・くくりわなを導入し捕獲隊へ貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 ・ 狩猟免許取得試験の周知や免許取得の研修会等を行い、狩猟者の担い手育成を進める。 ・ カラス、タヌキ、イタチ、ドバト用箱わなを導入し、捕獲実績の向上を図る。 ・ イノシシ、ニホンジカ、カラス、ヒヨドリについては、銃器により被害防止に努める。 ・ 鳥類対策に関する情報収集を行い、有効な捕獲器の導入を検討する。
令和5年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アライグマ アナグマ イタチ カラス ムクドリ ヒヨドリ スズメ ドバト カモ カワウ サギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、アナグマ用箱わな・くくりわなを導入し捕獲隊へ貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 ・ 狩猟免許取得試験の周知や免許取得の研修会等を行い、狩猟者の担い手育成を進める。 ・ カラス、タヌキ、イタチ、ドバト用箱わなを導入し、捕獲実績の向上を図る。 ・ イノシシ、ニホンジカ、カラス、ヒヨドリについては、銃器により被害防止に努める。 ・ 鳥類対策に関する情報収集を行い、有効な捕獲器の導入を検討する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
各市町村の被害防止協議会が計画した捕獲計画に基づき設定した。 なお、捕獲計画数は、鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画と整合性を図るものとする。
(久留米市) 年度ごとに被害鳥獣種、被害地域、被害額等の数値が異なるため、過去5年の有害鳥獣捕獲実績及び農作物被害調査、野生鳥獣生息調査結果に基づく情報を基礎に算出する。
(うきは市) ①イノシシ 果樹、水稲、野菜への被害が深刻となっている。捕獲数は、平成29年度330頭、平成30年度261頭、令和元年度226頭であった。年度により増減はあるが、令和2年度より地域活動隊が設置されたため、イノシシの捕獲許可数は430頭とする。 ②ニホンジカ 果樹への被害が出始めており、増加傾向にある。捕獲頭数は、平成29年度11頭、平成30年度9頭、令和元年度14頭。年度により増減はあるが、令和2年度より地域活動隊が設置されたため、シカの捕獲許可数を40頭とする。 ③タヌキ 果樹や野菜への被害が深刻である。捕獲頭数は、平成29年度41頭、平成30年度34頭、令和元年度35頭。そのためタヌキの捕獲許可数を70頭とする。 ④アライグマ 現在管内では捕獲実績がないため、近隣市村を参考に捕獲目標数を設定する。 ⑤アナグマ 現在管内では捕獲実績がないため、近隣市村を参考に捕獲目標数を設定する。 ⑥カラス 果樹への被害が大変深刻である。平成29年度12羽、平成30年度7羽、令和元年度15羽となっている。令和3年度以降も捕獲を継続し、カラスの捕獲許可数を250羽とする。 ⑦ヒヨドリ、ムクドリ 果樹への被害が深刻である。捕獲数は、平成29年度185羽、平成30年度72羽、令和元年度30羽。令和3年度以降も捕獲を継続し、ムクドリ、ヒヨドリの捕獲許可数を190羽とする。 ⑧カモ 現在管内では捕獲実績がないため、近隣市村を参考に捕獲目標数を設定する。 ⑨カワウ、サギ 今後、被害の増加が見込まれるため、近隣市村を参考に捕獲目標数を設定する。

(朝倉市)

①イノシシ

捕獲数は平成29年度が739頭、平成30年度が744頭、令和元年度が677頭となっており、市内各地域で発生している被害が深刻である。捕獲目標は過去の捕獲数を考慮し、1,100頭とする。

②ニホンジカ

捕獲数は平成29年度が1,215頭、平成30年度が1,575頭、令和元年度が1,322頭となっており、市内各地域で発生している被害が深刻である。捕獲目標は過去の捕獲数の増加を考慮し、1,800頭とする。

③アライグマ

捕獲数は平成29年度が119頭、平成30年度が141頭、令和元年度が112頭となっており、市内各地域で発生している被害が深刻である。捕獲目標数はこれからの被害も見込まれるため250頭とする。

④アナグマ

捕獲数は平成29年度が49頭、平成30年度が46頭、令和元年度が30頭となっており、市内各地域で発生している被害が深刻である。捕獲目標数はこれからの被害も見込まれるため150頭とする。

⑤カラス

捕獲数は平成29年度が65羽、平成30年度が49羽、令和元年度が28羽となっており、市内各地域で発生している果樹の被害が深刻である。捕獲目標数は、これからの被害も見込まれるため、捕獲数700羽とする。

⑥ヒヨドリ

捕獲数は平成29年度が23羽、平成30年度が47羽、令和元年度が55羽となっており、果樹を中心に被害が発生している。捕獲目標数は、過去の捕獲数を考慮し、800羽とする。

⑦ムクドリ

近年の捕獲実績はない。捕獲目標数は、過去の捕獲数を考慮し、100羽とする。

⑧ドバト

捕獲数は、平成29年度が67羽、平成30年度が52羽、令和元年度が24羽であった。捕獲目標数は300羽とする。

⑨カワウ

近年の捕獲実績はない。捕獲目標数は、過去の捕獲数を考慮し100羽とする。

⑩タヌキ

(筑前町)□

県による鳥獣保護管理事業計画をもとに、本町における近年の捕獲実績および被害状況を考慮し、捕獲計画数を設定する。

(東峰村)

①イノシシ

平成29年度が64頭、平成30年度が100頭、令和元年度が83頭である。捕獲目標は過去の捕獲数を考慮し、120頭とする。

②ニホンジカ

平成29年度が192頭、平成30年度が304頭、令和元年度が292頭である。捕獲目標は近年の捕獲数の増加を考慮し、320頭とする。

③アライグマ・アナグマ・タヌキについては、本村の捕獲実績を参考にし、捕獲数を設定。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	2,180 頭	2,180 頭	2,180 頭
ニホンジカ	2,380 頭	2,380 頭	2,380 頭
タヌキ	175 頭	175 頭	175 頭
アライグマ	330 頭	330 頭	330 頭
アナグマ	265 頭	265 頭	265 頭
イタチ	25 頭	25 頭	25 頭
カラス	2,570 羽	2,570 羽	2,570 羽
ヒヨドリ	1,155 羽	1,155 羽	1,155 羽
ムクドリ	465 羽	465 羽	465 羽
スズメ	0 羽	0 羽	0 羽
ドバト	980 羽	980 羽	980 羽
カモ	120 羽	120 羽	120 羽
カワウ	320 羽	320 羽	320 羽
サギ	200 羽	200 羽	200 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

各市町村の捕獲目標数

対象鳥獣	久留米市	うきは市	朝倉市	筑前町	東峰村
イノシシ	300 頭	430 頭	1,100 頭	200 頭	150 頭
ニホンジカ	10 頭	40 頭	1,800 頭	210 頭	320 頭
タヌキ	25 頭	70 頭	50 頭	0 頭	30 頭
アライグマ	0 頭	10 頭	250 頭	20 頭	50 頭
アナグマ	25 頭	20 頭	150 頭	20 頭	50 頭
イタチ	25 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭
カラス	1,100 羽	250 羽	700 羽	500 羽	20 羽
ヒヨドリ	250 羽	95 羽	800 羽	10 羽	0 羽
ムクドリ	250 羽	95 羽	100 羽	20 羽	0 羽
スズメ	0 羽	0 羽	0 羽	0 羽	0 羽
ドバト	600 羽	0 羽	300 羽	80 羽	0 羽
カモ	100 羽	20 羽	0 羽	0 羽	0 羽
カワウ	100 羽	100 羽	100 羽	20 羽	0 羽
サギ	100 羽	100 羽	0 羽	0 羽	0 羽

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣は箱わな、くくりわなによるわな猟又は銃猟により捕獲を実施する。対象鳥獣の捕獲は、農作物被害が多発する時期に実施する。</p> <p>捕獲に際しては、県が策定する鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合を図りながら、対象鳥獣の生息環境調査を行い、広域に連携し、効果的な捕獲を行い、許可上限や被害防止計画の捕獲計画数を考慮して捕獲を行う。</p> <p>現場の状況や対象鳥獣によりわな猟と銃猟を使い分ける。また、錯誤捕獲に留意し、捕獲従事者、猟犬の事故防止に万全を期すこととする。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>鳥獣被害対策実施隊員は管内において防護柵やわな、散弾銃等により駆除を実施しているが、未だイノシシ等による農林業被害等被害が多発している。一斉駆除等において射程距離の長いライフル銃を所持させることで、捕獲効率を向上させるとともに、捕獲した大型獣の止め殺しに必要な場合がある。</p> <p>また、市街地等に出没した大型獣への対応の際、警察官職務執行法第4条命令の下でのライフル銃を使用する場合もある。</p>

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合は、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ タヌキ アライグマ アナグマ イタチ	・侵入防止柵、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置を行う。	・侵入防止柵、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置を行う。	・侵入防止柵、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置を行う。
	(久留米市) 電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 19,000m	(久留米市) 電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 10,000m	(久留米市) 電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 10,000m
	(うきは市) 電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 9,500m	(うきは市) 電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 10,000m	(うきは市) 電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 10,000m
	(朝倉市) 電気柵 50,000m	(朝倉市) 電気柵 50,000m	(朝倉市) 電気柵 50,000m
	(筑前町) 電気柵 10,000m	(筑前町) 電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ柵 5,000m	(筑前町) 電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ柵 5,000m
	(東峰村) 防護ネット(使用済のり網) 500枚 金網柵 1,000m	(東峰村) 防護ネット(使用済のり網) 500枚 金網柵 1,500m	(東峰村) 防護ネット(使用済のり網) 500枚 金網柵 1,500m
	・既存施設については、効果が十分に発揮できるよう適切に管理し、必要に応じて実施隊による助言指導を行う。	・既存施設については、効果が十分に発揮できるよう適切に管理し、必要に応じて実施隊による助言指導を行う。	・既存施設については、効果が十分に発揮できるよう適切に管理し、必要に応じて実施隊による助言指導を行う。
カラス ムクドリ ヒヨドリ スズメ ドバト カモ カワウ サギ	・防鳥ネットを設置する	・防鳥ネットを設置する	・防鳥ネットを設置する
	(久留米市) 40a	(久留米市) 40a	(久留米市) 40a
	(うきは市) 50a	(うきは市) 50a	(うきは市) 50a
	・設置した防鳥ネットの効果が十分に発揮できるよう、適切に管理し、必要に応じて実施隊による助言指導を行う。	・設置した防鳥ネットの効果が十分に発揮できるよう、適切に管理し、必要に応じて実施隊による助言指導を行う。	・設置した防鳥ネットの効果が十分に発揮できるよう、適切に管理し、必要に応じて実施隊による助言指導を行う。

(注)1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2)その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アライグマ、アナグマ、イタチ カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、ドバト、カモ、カワウ、サギ	・農家等への普及啓発(侵入防止策や追い払い活動、農作物残渣の適正処理、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、林地等の適正管理等) ・地域での追い払い活動
令和4年度	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アライグマ、アナグマ、イタチ カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、ドバト、カモ、カワウ、サギ	・農家等への普及啓発(侵入防止策や追い払い活動、農作物残渣の適正処理、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、林地等の適正管理等) ・地域での追い払い活動
令和5年度	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アライグマ、アナグマ、イタチ カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、ドバト、カモ、カワウ、サギ	・農家等への普及啓発(侵入防止策や追い払い活動、農作物残渣の適正処理、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、林地等の適正管理等) ・地域での追い払い活動

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

(久留米市)

関係機関等の名称	役割
久留米市	住民及び関係機関への注意喚起 追い払い・捕獲依頼
久留米市鳥獣被害対策実施隊	追い払い・捕獲 避難誘導の協力
朝倉農林 農山村振興課	県関係機関調整 技術的な指導その他必要な援助
久留米警察署	住民の安全確保・周辺の警戒・避難誘導 追い払い・捕獲の協力

(うきは市)

関係機関等の名称	役割
うきは警察署	捕獲・追い払い・現場指示(判断)・救急手配等
うきは市鳥獣被害対策実施隊 うきは市有害鳥獣駆除班 うきは市有害鳥獣地域活動隊	捕獲・追い払い・避難誘導
朝倉農林 農山村振興課	県関係機関調整

(朝倉市)

関係機関等の名称	役割
朝倉農林 農山村振興課	県関係機関調整 被害防止対策の指導等
朝倉警察署	・被害防止対策の指導等 ・有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止
朝倉市鳥獣被害対策実施隊 朝倉市有害鳥獣駆除部会	捕獲・追い払い・避難誘導
朝倉市	有害鳥獣の捕獲依頼 関係機関との連絡調整 被害防止対策

(筑前町)

関係機関等の名称	役割
朝倉警察署	・被害防止対策の指導等 ・有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止
福岡県朝倉農林事務所	・被害防止対策の指導等
筑前町有害鳥獣駆除班 筑前町鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣の捕獲
筑前町	・有害鳥獣の捕獲依頼 ・関係機関との連絡調整 ・被害防止対策

(東峰村)

関係機関等の名称	役割
朝倉警察署	・被害防止対策の指導等 ・有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止
東峰村猟友会 東峰村鳥獣被害対策実施隊	捕獲・追い払い・避難誘導
朝倉農林 農山村振興課	県関係機関調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別表のとおり

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ	自家用の食肉として活用。残さについては焼却、埋設による処分。
ニホンジカ	
タヌキ	殺処分後、埋設処理する。
アライグマ	
アナグマ	
イタチ	
カラス	残さについては焼却、埋設による処分。一部は冷凍保存を行い、追払い(農地への死骸設置)に活用。
ムクドリ	殺処分後、埋設による処分。
ヒヨドリ	
スズメ	
ドバト	
カモ	自家用の食肉として活用。残さについては焼却、埋設による処分。
カワウ	
サギ	

(注)適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

--

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	朝倉広域鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
うきは市鳥獣害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
朝倉市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
朝倉市有害鳥獣駆除対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
筑前町有害鳥獣駆除対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
東峰村鳥獣害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換

協議会の名称	久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会
構成機関の名称	役割
久留米市農村森林整備課	地域での被害状況の情報収集及び調査。 被害防止対策の啓発及び柵等の維持管理指導。 新たな担い手候補の情報収集及び提供。 地域ぐるみによる総合的な対策を実施するに当って、集落等への連絡・調整を行う。
JAくるめ	
JAにじ	
JA福岡大城	
JAみい	
JAみづま	
田主丸巨峰会	
田主丸観光ぶどう協会 田主丸観光柿部会	
久留米市内猟友会	捕獲の実施や技術指導 被害防除に対する助言 被害・生息調査、研究 技術講習会の開催

協議会の名称	うきは市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
うきは市農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
うきは市有害鳥獣駆除班	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
浮羽森林組合	うきは市の森林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
朝倉農林事務所 久留米普及指導センター	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報交換を行う。
にじ農業協同組合 園芸課	対象地域を巡回し、営農(技術)指導・情報提供を行う。
にじ農業協同組合ナシ部会	対象地域を巡回し、被害状況・情報の提供を行う。
にじ農業協同組合柿部会	対象地域を巡回し、被害状況・情報の提供を行う。
にじ農業協同組合ブドウ部会	対象地域を巡回し、被害状況・情報の提供を行う。
農家代表	対象地域を巡回し、被害状況・情報の提供を行う。

協議会の名称	朝倉市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
朝倉猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
朝倉市有害鳥獣駆除部会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
朝倉森林組合	林業被害に関する有害鳥獣関連情報の提供を行う。
筑前あさくら農業協同組合	果樹等被害に関する有害鳥獣関連情報の提供を行う。
筑前あさくら農業協同組合柿部会	柿被害に関する有害鳥獣関連情報の提供を行う。
筑前あさくら農業協同組合梨部会	梨被害に関する有害鳥獣関連情報の提供を行う。
筑後川流域農業共済組合	普通作物被害に関する有害鳥獣関連情報の提供を行う。
朝倉市農業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

協議会の名称	朝倉市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
朝倉猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
朝倉市有害鳥獣駆除部会甘木地区	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
朝倉市有害鳥獣駆除部会朝倉地区	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
朝倉市有害鳥獣駆除部会杷木地区	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
福岡県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理に関する有害鳥獣関連情報の提供を行う。
朝倉森林組合	林業被害に関する有害鳥獣関連情報の提供を行う。
筑前あさくら農業協同組合	作物、果樹等被害に関する有害鳥獣関連情報の提供を行う。
朝倉市農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

協議会の名称	筑前町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
筑前町有害鳥獣駆除班	施策の立案、捕獲の実施(銃器、捕獲箱)等
筑前あさくら農協	被害情報の提供及び地域の点検、支援等
筑前あさくら農協果樹部会	地域の点検、管理及び被害情報の提供等
朝倉森林組合	被害実態調査、被害情報の提供等
筑前町農林商工課	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査、捕獲の実施支援等

協議会の名称	東峰村鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
東峰村農林観光課	協議会の事務局
東峰村猟友会	捕獲の実施や技術指導
筑前あさくら農業協同組合	農業被害の調査、被害防止対策指導
朝倉森林組合	林業被害の調査、被害防止対策指導
農業委員会代表	被害状況に関する情報提供
区長会代表	被害状況に関する情報提供

(注)1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県朝倉農林事務所	協議会の活動に対し、指導・助言を行う。
福岡県北筑後保健福祉環境事務所	協議会の活動に対し、指導・助言を行う。
各警察署	対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、指導・協力をを行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(久留米市)□ 久留米市鳥獣被害対策実施隊を設置し、久留米市長が任命または指名した者15名以内を同隊員とする。実施隊員の内訳は、民間隊員8名、市職員7名とする。(R3.1末現在) 久留米市内全域の捕獲活動及び被害調査、生息調査及び被害防止の指導、農家への被害防止及び放任果樹撤去指導、緩衝帯設置箇所の調査及び設置効果の検証に従事する。
(うきは市) うきは市鳥獣被害対策実施隊を設置し、うきは市長が指名または任命した者17名以内を同隊員とする。(令和2年3月末民間隊員14人、市職員3人)
(朝倉市)□ 対象鳥獣の駆除及び追い払い活動、生息環境管理活動に積極的に取り組むことが見込まれる者として、市長が駆除部会及び生産部会から鳥獣被害対策実施隊員26名を任命する。(令和2年3月末民間隊員26人)
(筑前町)□ 筑前町鳥獣被害対策実施隊を設置し、筑前町長が指名または任命した者を同隊員とする。(R3.3末見込 民間隊員28人、町職員2人)
(東峰村) 鳥獣被害対策実施隊を猟友会会員で編成し、猟友会の会員20名を任命する。(R3.3末 民間隊員20名)

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各集落に適した管理方法を関係機関の指導、助言を受けながら地域住民と検討し、自ら実施していくように各市町村が支援を進めていく。
--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害農家の実状を十分把握しつつ、被害対策事業の実施効果の検証を行いながら、地域ぐるみによる被害防止施策を展開していく。また、捕獲鳥獣の食品利用が可能な整備体制の確保を検討する。加えて、捕獲者に対する安全講習等の指導を行い、事故発生防止に努める。
--

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。